

## 6 社会参加推進のための支援

### (1) 視覚障がい者支援

事業の種類		内容	申込
点訳奉仕員養成事業		視覚障がい者の福祉の増進を図るため点訳奉仕員を養成する。	視聴覚福祉センター 〔P34〕
音訳奉仕員養成事業		視覚障がい者の福祉の増進を図るため音訳奉仕員を養成する。	
点字広報等発行事業		県の広報誌等を点字及び音声にして視覚障がい者に提供する。	
点字即時情報ネットワーク事業		視覚障がい者に対し、日本視覚障害者団体連合が入力した点字情報をパソコン通信ネットワークを用いて出力し、毎日配布する。(土、日、祝祭日を除く。)	
代筆・代読支援者養成事業		視覚障がい者の意思疎通手段である代筆・代読について、代筆・代読支援者を養成する。	視覚障害者協会 〔P76〕
生活訓練事業 視覚障がい者	在宅視覚障がい者点字講習事業	点字の指導を希望する視覚障がい者に対し、点訳奉仕員等が居宅を訪問してマンツーマンで指導を行う。	
	視覚障がい者家庭生活訓練事業	中途視覚障がい者に対し、家庭生活に必要な各種の能力について訓練を実施する。	
	中途視覚障がい者歩行訓練事業	中途視覚障がい者に対し、講師が居宅を訪問してマンツーマンで歩行訓練を実施する。	

### (2) 聴覚・言語障がい者支援

事業の種類		内容	申込
意思疎通支援事業		手話通訳者や要約筆記者を派遣するほか、手話通訳者を設置する。	市役所・町役場 〔P9,10〕
手話奉仕員・手話通訳者養成事業		聴覚障がい者等との意思疎通手段である手話について、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。	市役所・町役場 〔P9,10〕 又は視聴覚福祉センター 〔P34〕
要約筆記奉仕員・要約筆記者養成事業		手話の習得が困難な中途聴覚障がい者・難聴者等との意思疎通手段である要約筆記について、要約筆記奉仕員及び要約筆記者を養成する。	
手話通訳者設置事業		愛媛県視聴覚福祉センター及び市役所等に手話通訳者を設置し聴覚障がい者の意思疎通を支援する。	
字幕入り映像ライブラリー運営事業		聴覚障がい者に対し字幕入り映像の貸出しを行う。(要登録、1回につき3本まで)	視聴覚福祉センター 〔P34〕
音声機能障がい者発声訓練及び指導者養成事業		音声機能障がい者に対し、発声訓練を行い社会復帰の促進を図るとともに指導者を養成する。	愛声会 〔P76〕
難聴者相談訓練事業		難聴者に対し補聴器の装用訓練・生活指導を行う。	難聴者協会 〔P76〕

### (3) 共通支援

事業の種類	内容	申込
身体障がい者生活行動訓練事業	点字、手話等の講習会、更生訓練講座等を組織的に行うことにより、在宅障がい者の福祉の増進を図る。	視覚障害者協会又は聴覚障害者協会 〔P76〕
身体障がい者福祉活動推進事業	身体障害者相談員の指導にあたる身体障がい者福祉活動推進員を設置し、相談員の資質の向上を図る。	障がい者社会参加推進センター 〔P77〕
障害者週間推進事業	障害者週間（12月3日～9日）に関連した啓発活動行事を行い、障がい者に対する理解と認識を深める。	
障がい者パソコンボランティア養成・派遣事業	障がい者の方がパソコン機器等を使用する際に、支援することができるパソコンボランティアを養成するとともに、重度の視覚障がい者や上肢不自由者の要請に応じて派遣する。	視覚障害者協会 〔P76〕
愛媛県障がい者スポーツ大会	障がい者の社会参加を促進するため、陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（サウンドテーブルテニス含む）、フライングディスク、ボウリング、ポッチャ、バレーボール（精神）を競技種目とする障がい者スポーツ大会を開催する。	在籍する学校又は施設 在宅の場合は市役所・町役場 〔P9,10〕
障がい者スポーツ講習事業	障がい者スポーツの技術やルール、基本プレーなど、障がい者の特性に応じた講習を行い、スポーツを通じた健康の増進と社会参画を促進する。	県身体障がい者福祉センター 〔P34〕
身体障害者補助犬給付事業	重度の身体障がい者に対し、厚生労働大臣が指定した法人から認定を受けた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を給付する。	市役所・町役場 〔P9,10〕
障がい者芸術文化活動推進事業	障がい者の芸術文化活動を支援する拠点として「愛媛県障がい者アートサポートセンター」を設置し、相談支援や人材育成等を行うとともに、活動発表の場として「障がい者芸術文化祭」を開催する。	県障がい者アートサポートセンター 〔P12〕
えひめアビリンピック	障がい者が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障がい者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として、「えひめアビリンピック」を開催する。	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部 高齢・障害者業務課 〔P45〕

### (4) 盲ろう者支援

事業の種類	内容	申込
盲ろう者通訳・ガイドヘルパー養成・派遣事業	盲ろう者（視覚・聴覚に重複して障がいのある方）のコミュニケーション及び外出時の移動を支援する通訳・ガイドヘルパーを養成し、要請に応じて派遣する。	NPO法人えひめ盲ろう者友の会〔P77〕

### (5) その他

事業の種類	内容	申込
オストメイト社会適応訓練事業	オストメイト（人工肛門、人工ぼうこう造設者）に対しストマ用装具に関する講習・相談指導を行う。	えひめ互療会 〔P76〕
失語症者向け意思疎通支援者養成事業	失語症者の外出時や公共交通機関利用時等のコミュニケーションについての知識と技術の指導を行うことにより、失語症者向け意思疎通支援者を養成する。	県言語聴覚士会 <a href="https://st-ehime.org/">https://st-ehime.org/</a>